

議案第75号

訴えの提起について

損害賠償の請求に関して、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月17日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

1 訴えの相手方

- (1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌上 信也
- (2) 岐阜県岐阜市六条北四丁目10番7号
中央電子光学株式会社 代表取締役 日比 泰雅
- (3) 飛驒市古川町栄一丁目1番地142
中央電子光学・古川電気特定建設工事共同企業体
代表者 中央電子光学株式会社飛驒営業所長 上原 英昭

2 事 件 名

損害賠償請求事件

3 訴えの趣旨

- (1) 相手方らに対し、損害賠償金として各自連帯して76,896,000円の支払いを求める。
- (2) 相手方らに対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴えの理由

公正取引委員会は平成29年2月2日、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に基づき沖電気工業株式会社等に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

市の契約は課徴金算定対象物件になっていないものの、総務省消防庁及び全国消防長会への聞き取りや、全国消防長会が「東京地方裁判所平成29年（行ウ）第356号排除措置命令取り消し請求事件」の裁判記録資料を閲覧し作成された資料並びに同裁判において公正取引委員会から提出された関係者の供述調書等の資料から、市の契約においても3社の談合に関する主観的関連共同性が認められ、共同不法行為に該当すると判断した。

このため、契約約款第47条の3第1項及び第2項に基づき平成31年4月26日に契約金の20%に該当する違約金等の損害賠償請求書を送付したが、支払期限の令和元年5月26日までに支払いに応じなかったことを受けて訴えを提起するもの。

5 事件に関する取扱

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。

6 管轄裁判所

岐阜地方裁判所